

三国幼稚園跡地の売却に係るプロポーザル 質問書

|             |  |
|-------------|--|
| <p>質問内容</p> | <p><b>【土地について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現有施設の施設台帳を提供してほしい。(建築図面一式、アスベスト等の検査結果、工事履歴 等)</li> <li>・ 売買契約後、事前に提示のなかった瑕疵（土地や建物にある何らかの不具合や欠陥）があった場合は協議可能ですか。</li> <li>・ 境界確定は未実施という理解で良いか。これまでに隣地との境界確定で疑義が生じた経緯はありますか。</li> </ul> <p><b>【事業について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長保育事業について、19時までとなっておりますが、20時までの実施も可能ですか。</li> <li>・ 一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業の実施は可能ですか。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援施設を併設した保育所の提案は可能ですか。</li> <li>・ 施設整備は就学前教育・保育施設整備交付金の活用を前提と考えて良いか。その場合の最新要綱、補助率を参考として提示いただきたい。</li> <li>・ 公定価格以外の運営費補助の有無、有の場合は要綱をいただきたい。</li> </ul>  |
| <p>回答</p>   | <p><b>【土地について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台帳等については、実施要領第7の3の閲覧にて確認頂き、写しの交付は適宜対応します。</li> <li>・ 実施要領の第4の4（1）のとおり。</li> <li>・ 境界確定については、道路側は国土調査の調査結果に基づく証明書の発行が市都市整備課にて可能です。民地側は境界実績の証明書はありません。</li> </ul> <p><b>【事業について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要領記載の19時はあくまで目安であり20時までの実施についても提案は可能です。実施については協議が必要となります。</li> <li>・ 認可保育所設置以外の提案についても提案書での提示も認めます。事業実施については契約締結後関係部署との協議が必要となります。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案は可能です。契約締結後関係部署との協議が必要となります。</li> <li>・ 施設整備は就学前教育・保育施設整備交付金の補助を検討していますが、国等と協議の上、判断していくこととなります。</li> <li>・ 別紙令和5年度予算 補助金一覧にて確認頂き、詳細が必要なものは別途対応します。</li> <li>・ 公定価格以外の運営費の補助についてはありません。</li> </ul> |